

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年5月25日
【事業年度】	第17期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社ジェイホーム
【英訳名】	J-home Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 加藤 篤彦
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
【電話番号】	03（5324）6261
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理室長 高橋 一俊
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
【電話番号】	03（5324）6261
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理室長 高橋 一俊
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年3月27日に提出いたしました第17期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）の有価証券報告書及び平成21年4月9日に提出いたしました有価証券報告書の訂正報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレートガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレートガバナンスの状況】

（訂正前）

（1）～（8）（省略）

（9）取締役会にて決議することができる株主総会決議事項

取締役の責任免除

当社は、会社法426条第1項の規定により取締役会の決議によって、同法第423項第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

監査役の責任免除

当社は、会社法426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

剰余金の配当（中間配当金）

会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる旨定款に定めております。

（10）（省略）

（11）株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定により、株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(訂正後)

(1)～(8) (省略)

(9) 取締役会にて決議することができる株主総会決議事項

取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

監査役 of 責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

剰余金の配当（中間配当金）

会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる旨定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(10) (省略)

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定により、株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。